

清算参加者に対する検査に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、業務方法書第20条、第27条の3及び第28条の規定に基づき、本所が行う清算参加者の検査及びその結果に基づく措置に関し、必要な事項を定める。

2 前項の検査は、清算参加者の本所の業務方法書その他諸規則若しくはこれらに基づく处分又は取引の信義則（以下「業務方法書等」という。）の遵守の状況及び業務又は財産の状況及び清算参加者の本所に対する債務の履行の確実性並びに清算参加者の指數先物取引、個別証券オプション取引、指數オプション取引及び取引所FX取引に係る業務の状況を調査し、当該調査の結果に基づき必要な措置を講じることによって、本所による金融商品債務引受け業をより確実ならしめるものとすることを目的とする。

(検査員)

第2条 検査は、本所の職員のうちから取締役社長が任命した者（以下「検査員」という。）が行う。ただし、取締役社長が必要があると認めるときは、補助員を使用することができる。

(検査員の権限)

第3条 検査員は、清算参加者の役員又は従業員に対し、第1条第2項に規定する調査を行うため必要があると認める帳簿、書類その他の物件の提示若しくは閲覧、資料の提出又は事実の説明及び当該説明の内容を記載した文書の作成を要求することができる。

(検査員の義務)

第4条 検査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 検査は、すべて事実に基づいて行わなければならない。
- (2) 事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正な態度を保持しなければならない。
- (3) 職務上知り得た秘密を、正当な理由なくして他に漏らしてはならない。

(清算参加者の義務)

第5条 清算参加者の役員及び従業員は、検査員から第3条に規定する要求があった場合には、正当な理由なくこれを拒否することができない。

(検査の実施方法及び時期)

第6条 検査は、清算参加者の本店その他の営業所（以下「店舗」という。）において行う。ただし、本所が当該店舗において行う必要がないと認めるときは、当該清算参加者が本所に提出する書類により行うことができる。

2 本所は、必要があると認めるときはいつでも清算参加者に対して前項の検査を行うことができる。

(検査の通知)

第7条 本所は、前条に規定する検査を行う場合は、当該清算参加者に対して、検査の開始日時、方法及び検査員の氏名その他必要な事項を通知する。ただし、本所がその必要ないと認めるときは、この限りでない。

(検査員証明書の提示)

第8条 検査員は、検査業務開始に当たり、清算参加者に検査員証明書を提示するものとする。

(検査の報告)

第9条 検査員は、検査を終了したときは、速やかに検査報告書を取り締役社長に提出しなければならない。

(注意の喚起等)

第10条 本所は、検査の結果、清算参加者の行為が業務方法書等に違反している又は違反しているおそれがあると認める場合には、業務方法書による処分を行うときを除き、当該清算参加者に対し、注意を喚起することができる。

2 本所は、前項の規定による注意の喚起を行った場合において必要があると認めるときは、当該清算参加者に対し、改善措置を記載した報告書等の提出を求めることができる。

(要請等)

第11条 本所は、検査の結果、清算参加者の業務若しくは財産の状況が業務方法書等に違反する行為が発生することとなるおそれのある状態であると認める場合又は清算参加者のリスク管理体制が適当でないと認められるときは、業務方法書による勧告を行うときを除き、当該清算参加者に対し、当該状態を改善するための所要の措置を講ずることを要請することができる。

2 本所は、前項の規定による要請を行った場合において必要があると認めるときは、当該清算参加者に対し、改善措置を記載した報告書等の提出を求めることができる。

(処分等の基準)

第12条 本所は、検査の結果に基づき、清算参加者に対し、業務方法書による処分又は第10条第1項の規定による注意の喚起（以下「処分等」という。）を行うかどうかについては、当該清算参加者の役員又は従業員の故意又は過失の有無及びその程度その他の事情を総合的に勘案して判断する。

（措置等の基準）

第13条 本所は、検査の結果に基づき、清算参加者に対し、業務方法書による措置、勧告又は第11条第1項の規定による要請（以下「措置等」という。）を行うかどうかについては、当該清算参加者の本所に対する債務の履行の確実性及びリスク管理体制の状況その他の事情を総合的に勘案して判断する。

（検査結果の通知）

第14条 本所は、検査を終えた場合は、処分等又は措置等の内容を含め、当該検査の結果を当該清算参加者に通知する。

付 則

この規則は、本所が定める日から施行する。

（注）「本所が定める日」は平成18年7月24日

付 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成20年4月21日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年6月16日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年2月27日から施行する。

付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。